

長野県高齢者作品展実施要領

1 趣 旨

高齢者の創作活動を通じて、生きがい・健康づくりや社会参加を促進するとともに、明るく活力ある長寿社会づくりを推進し、より多くの高齢者に創作活動を広める契機とするため本作品展を開催する。

また、本作品展は長野県県民芸術祭 2018 に参加します。

2 日時及び会場

[審査会]

日時：平成 30 年 9 月 27 日（木） 10:00～12:00

会場：佐久市コスモホール

[作品展]

日時：平成 30 年 9 月 28 日（金） 10:00～17:00

29 日（土） 10:00～17:00

30 日（日） 10:00～12:00

会場：佐久市コスモホール（佐久市下小田切 124-1 TEL 0267-82-3962）

3 出品規定

(1) 出品者資格

長野県内在住の 60 歳以上(昭和 34 年 4 月 1 日以前に生まれた人)の人でアマチュアとする。

(2) 部門

日本画、洋画、彫刻、手工芸、書、写真の 6 部門とする。

(3) 出品数

出品作品は 1 人 1 点とする。

(4) 出品作品

出品者により創作されたもので、未発表のものとする。

(5) 出品規格

① 日本画の部

ア 水墨画を含む。

イ 作品は額装（ガラス不可）又は軸装をする。

ウ 額装の作品は、10 号（53.0cm×33.3cm）以上、50 号（116.7cm×116.7cm）以内とし、30 号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む）は 6 cm 以内とする。

エ 軸装の作品は、表装仕上がり寸法が 210cm×100cm 以内とする。

※ 軸装の作品は、全国健康福祉祭美術展の出品対象としない。

② 洋画の部

ア 油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画などとする。

イ 10 号（53.0cm×33.3cm）以上、50 号（116.7cm×116.7cm）以内とする。

ただし、版画は 10 号未満も対象とする。

ウ 額装（ガラス不可）をする。なお、30 号以上の作品については、額縁の幅（マット

を含む)は6cm以内とする。

③ 彫刻の部

ア 高さ200cm×幅100cm×奥行100cm以内とする。

イ 重量は200kg以内とする。

④ 手工芸の部

ア 工芸作品(陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他)及び手芸作品(編物、刺繍、パッチワーク、切絵、ちぎり絵、その他)とする。

イ 立体作品は高さ60cm以内とし、平面(壁面含む)作品は50号(116.7cm×116.7cm)以内とする。なお、額装した作品で30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む)は6cm以内とする。

ウ 屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149cm×横140cm以内とする。

※ 手芸作品は全国健康福祉祭美術展の出品対象外となる場合がある。

⑤ 書の部

ア 漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない。

イ 額・枠・軸装いずれも可。表装仕上がり寸法は、1.5㎡以内とし、縦形式は一辺が242cm、横形式は一辺が182cm以内とする。なお、ガラスは不可とし、重量は10kg以内とする。

ウ 篆刻作品は印影のみの作品とし、縦39cm×横30cm以内の額装とする。刻字作品の大きさもこれに準ずる。

エ 釈文を、作品の裏面に貼付すること。

⑥ 写真の部

ア カラー、モノクロを問わない。

イ 写真サイズは、長辺が50cm以上、90cm以内の単写真とする。

ウ 額装(ガラス不可)または木製パネル仕立てとする。

エ 使用機材は問わない。デジタル合成は不可とする。

(6) テーマ

特に定めない

(7) 出品上の注意

① 出品規格に合わない作品は受付けない。

② 出品作品の裏面に「長野県高齢者作品展出品票」の「作品貼付用」(2枚目)を必ず貼付すること。

③ 作品の裏面には展示用の吊り紐等をつけること。(彫刻、手工芸の立体作品を除く。)

④ 展示に際し、組み立て等が必要な作品については、完成後の写真及び組み立て説明図等を必ず添付すること。

⑤ 額装、容器等を使用する場合は、破損の恐れのない強固なものとし、ガラスは使用しないこと。

4 出品料

無料とする。ただし、作品を返却するための送料は出品者の負担とする。(「6作品の搬入及び返却」を参照)

5 出品の申込み

(1) 長野県高齢者作品展出品票「申込用」(1枚目)の提出

出品者は「長野県高齢者作品展出品票」(所定様式)に必要事項を記入し、**申込用**(1枚目)を平成30年8月31日(金)までに住所地(福祉施設は施設の所在地)の市町村役場(高齢者福祉担当課:以下同)または保健福祉事務所(福祉課:以下同)へ提出する。

(2) 市町村役場及び保健福祉事務所の取り扱い

市町村役場及び保健福祉事務所は「長野県高齢者作品展出品票 **申込用**(1枚目)」を受理し、即日実行委員会事務局(長野県長寿社会開発センター)に報告(FAX)する。

原本は作品展終了まで保管する。

6 作品の搬入及び返却

(1) 搬入

① 出品者は「長野県高齢者作品展出品票 **作品貼付用**(2枚目)」を出品作品の裏面に貼付し、市町村役場または保健福祉事務所が指定する期日までに市町村役場または保健福祉事務所に提出する。

なお、破損等を防ぐために必ずクッション性のもので梱包し、箱に入れるなどして、外側に部門名(日本画、洋画、彫刻、手工芸、書、写真)を明記する。

② 市町村は、平成30年9月20日(木)までに管轄する保健福祉事務所に作品を搬入する。

③ 保健福祉事務所は、実行委員会事務局の指示により作品を搬入する。

(2) 返却

作品は、原則として作品展終了後、出品者の自宅に返却する。

着払いで運送するので、出品者は作品が自宅に届いた時に運送料を運送業者に支払うものとする。なお、運送料は、作品の大きさ、重量により異なるので、運送業者の定める額を支払うものとする。

ただし、市町村またはグループの代表者が、その市町村(グループ)の出品作品をまとめて作品展会場からの持ち帰りを希望する場合は、文書(持ち帰る者の所属・氏名・連絡先、作品の部門名・出品者氏名を記載)により9月7日(金)までに事務局へ申し出る。

また、個人で会場から持ち帰る場合は、予め出品票に記入しておく。

※ 入賞作品(知事賞・理事長賞)については、本作品展終了後に展示会開催を予定しているので、終了後実行委員会事務局から直接出品者の自宅へ返却する。

7 審査及び表彰等

(1) 審査

信州美術会(日本画・洋画・彫刻・手工芸)、長野県写真連盟(写真)、長野県書道協会(書)から推薦された審査員が行う。詳細については別に定める指針による。

(2) 賞

長野県知事賞	各部門1点
長野県長寿社会開発センター理事長賞	各部門1点
佐久市長賞	各部門1点

長野県社会福祉協議会会長賞	各部門 1 点
長野県老人クラブ連合会会長賞	各部門 1 点
長野県共同募金会会長賞	各部門 1 点
奨励賞	各部門若干
最高齢者賞	最高齢者男女各 1 点

※ ただし、昨年度最高齢者賞を受賞した者の作品については、同賞の対象とせず、次の高齢の者の作品を受賞対象とする。また、知事賞から奨励賞を受賞した作品についても同様とする。

高齢者特別賞 満 100 歳以上の者の作品

※ 審査日において満 100 歳以上の者の作品とする。ただし、知事賞から奨励賞及び最高齢者賞を受賞した作品については、同賞の対象としない。

(3) 審査結果

入賞者には、審査会終了後、審査結果を知らせるとともに、市町村及び保健福祉事務所に通知する。

また、長野県長寿社会開発センターのホームページ (<http://www.nicesenior.or.jp/>) に審査結果を掲載する。

(4) 表彰

保健福祉事務所において、信州ねんりんピック終了後、入賞者に別途連絡のうえ表彰を実施する。

8 その他

(1) 長野県知事賞、長野県長寿社会開発センター理事長賞受賞作品については、平成 31 年に和歌山県で開催される第 32 回全国健康福祉祭わかやま大会美術展の出品対象とする。

(2) 出品作品は原則としてすべて展示するが、審査及び陳列の位置等に関する異議は受け付けないものとする。

なお、作品の形状、重量等により著しく展示が困難な場合は、展示できないことがある。

(3) 展示期間中は十分な注意をもって取り扱うが、不慮の事故等により損害が生じた場合は、主催者は責任を負わないものとする。

(4) 出品者の個人情報については、作品の受付、確認、出品作品目録の作成及び返却の際に利用し、他の目的には使用しない。なお、出品者の氏名、年齢、居住市町村名については、出品作品目録に記載し、作品展来場者に配付するとともに、作品展の会場において掲示する。また、入賞者については長野県長寿社会開発センターホームページにも掲載するので、予めご承諾いただきたい。

9 問い合わせ先

[実行委員会事務局]

公益財団法人長野県長寿社会開発センター

〒380-0928 長野市若里 7-1-7

TEL. 026-226-3741 FAX. 026-226-8327

ホームページ <http://www.nicesenior.or.jp/>

メールアドレス info@nicesenior.or.jp